

岐阜県公報

号外(三) 令和五年四月一日

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項第一号中「**商工労働部商工・エネルギー政策課**」を「**商工労働部商工・エネルギー政策課**」に改める。

光国際政策課

別表第一中「**商工労働部長**」を「**商工労働部長**」に改める。

別表第二総務部の部県庁舎開設準備班の項及び県庁舎建設班の項を削り、同表危機管理理部の部危機管理政策班の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同部防災班の項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

11 防災交流センターの災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二環境生活部の部文化伝承班の項の次に次のように加える。

文化祭総務企画班

環境生活部
文化祭総務企画課長

災害対策の応援に関すること。

目次

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則 三

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則 三

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程 三

訓令

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令 四

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令 四

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令 四

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日当たる) (ときは翌日)

令和五年四月一日

清流の国ぎふ文 化祭推進班	環境生活部 清流の国ぎふ文化祭 推進課長	災害対策の応援に関する こと。
全国高等学校総 文祭推進班	環境生活部 全国高等学校総文祭 推進課長	災害対策の応援に関する こと。

別表第二商工労働部の部産業技術班の項中「産業技術班」を「産業イノベーション推進班」に、「産業技術課長」を「産業イノベーション推進課長」に、「産業技術課」を「産業イノベーション推進課」に改め、同部観光企画班の項から国際交流班の項までを削り、同部の次に次のように加える。

観光国 際部	観光国 際政策 課長	1 観光国際部内の連絡調整に関する こと。 2 観光施設等の災害対策に関する こと。
副部長 観光 国際 部長	観光資 源活用 課長	岐阜関ヶ原古戦場記念館の災害対策及 び連絡調整に関する こと。
部長 観光 国際 部長	観光誘 客推進 課長	旅券センターの災害対策及び連絡調整 に関する こと。
国際交 流班	観光国際 部国際交 流課長	災害対策の応援に関する こと。

別表第二都市建設部の部公共交通班の項及び都市公園班の項を削り、同部公共建築班の項中「災害対策の応援」を「県有建築物の応急復旧」に改め、同部水道企業班の項の次に次のように加える。

都市公園班	都市建設部 都市公園課長	都市公園施設の災害対策及び支援に関 すること。
公共交通班	都市建設部 公共交通課長	鉄道輸送、バス輸送等の災害対策の支援 及び連絡調整に関する こと。
リニア推進班	都市建設部	リニア推進事務所の災害対策及び連絡調 整に関する こと。

リニア推進課長	別表第二教育部の部を次のように改める。	整に関する こと。
教育部 部長 教育 副部長 副教 育長	教育部 務班 教育総 務課長	1 教育部内の連絡調整に関する こと。 2 教育に関する災害関係の広報に 関すること。 3 教育関係義援金品の受付等に関 すること。 4 教育事務所の災害対策に関する こと。 5 被災教職員の厚生に関する こと。
義務教 育班	教育委員会 義務教育 課長	1 学校の管理（教育活動に関する ことに限る。）に関する こと。 2 被災生徒及び児童に対する授業に 関すること。 3 災害救助用教科書等の支給につ いての協力に関する こと。 4 被災教職員の調査等に関する こと。 5 教職員の災害対策のための確保 及び動員に関する こと。
高校教 育班	教育委員会 高校教育 課長	1 学校の管理（教育活動に関する ことに限る。）に関する こと。 2 被災生徒に対する授業に関する こと。 3 災害救助用教科書等の支給につ いての協力に関する こと。 4 被災教職員の調査等に関する こと。 5 教職員の災害対策のための確保 及び動員に関する こと。
特別支 援教育 班	教育委員会 特別支援 教育課長	学校の管理（教育活動に関する ことに限る。）に関する こと。
教育研 修班	教育委員会 教育研修 課長	災害対策の応援に関する こと。
体育健 康班	教育委員会 体育健康 課長	1 学校給食に関する こと。 2 学校保健に関する こと。

学校安 全班	教育委員会 学校安全 課長	1 学校安全に関すること。 2 学校の管理（児童生徒に関するに 限る。）に関すること。
教育管 理班	教育委員会 教育管理 課長	災害対策の応援に関すること。
教育財 務班	教育委員会 教育財務 課長	1 学校施設の災害対策に関すること。 2 学校に避難所等を開設することにつ いての協力に関すること。 3 被災生徒の修学支援に関すること。 4 文教施設の応急危険度判定士の派遣 に関すること。

別表第三避難所支援チームの項中
「教育財務班
学校安全班
学校支援班
特別支援教育班」
を
「義務教育班
高校教育班
特別支援教育班
学校安全班
教育財務班」
に改め、

同表涉外チームの項中「商工・エネルギー政策班」を
「商工・エネルギー政策班」に改
め、同表食料物資チームの項中「商工労働部各班」を
「商工労働部各班
観光国際部各班」
に改め、同表
ライフライン・危険度判定チームの項中「業務水道班」を
「防災班
業務水道班」
に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則
飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則（平成二十五年岐阜県規則第五十八号）の一部
を次のように改正する。
第七条中「商工労働部観光国際局観光資源活用課」を「観光国際部観光資源活用課」
に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則（平成十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第三条中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。

第四条第一項中「岐阜県商工労働部観光国際局観光誘客推進課」を「岐阜県観光国際
部観光誘客推進課」に改める。

別記様式中「²遊」を「²遊」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業組織規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第六条第一項の表総務課の項中「管理調整係」を「管理経理係」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第九号

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表防災交流センターの項中「危機管理政策課長」を「防災課長」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般
各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「商工労働部長」の下に「観光国際部長」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県水資源問題協議会設置規程（昭和四十年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「商工労働部長」を「商工労働部長 観光国際部長」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社